

岩手県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和6年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
伊藤薬局	一関市東山町長坂字町98番地	令和5年7月25日
つつみが丘歯科医院	北上市堤ヶ丘一丁目6番11号	令和5年11月14日
ウメダドラッグストア	二戸市石切所字枋ノ木49番地4	令和5年12月11日
三宅歯科医院	岩手郡岩手町大字沼宮内第6地割23番地2	令和5年12月25日